

静岡県教育委員会
義務教育課長様

平成28年度
言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

はじめに

日頃より、通級指導教室並びに幼児言語教室について格別のご理解とご尽力を賜り深く感謝申し上げます。

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、言語・聴覚・発達障害に関する教育の推進を図ることを目的として、昭和45年の発足以来、県下の通級指導教室、特別支援学級（難聴）担当者が、幼児教育担当者や医療機関等の療育担当者と共に言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。近年においては、本会主旨に賛同される校内特別支援教育コーディネーターにも本会に加入していただき、研究団体としての基盤が確立されています。

障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」が本格的にスタートしてから10年となります。文部科学省の調査によりますと、通級による指導を受けている児童生徒数は、平成20年度以降毎年5,000人前後で増加をしており、平成27年度は90,270人（H27.5現在）となっております。本県でも、平成27年度に通級による指導を受けた児童生徒数は2,686人と、ここ数年は2,500人を超える多人数で推移しております。また、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒も増加しており、平成24年度文部科学省調査では6.5%の在籍率となっております。こうした子どもたちに対する指導や支援の場として、通級による指導の効果は大いに期待されるところであります。このような現状に対応するため、環境整備等にご尽力をいただいているところでありますが、量的にも質的にも、まだまだ十分な指導環境にあるとは言い難い状況にあります。

平成26年1月に我が国は、「障害者の権利に関する条約」の批准書を国連に提出し、本条約で提唱されている教育上の理念である「インクルーシブ教育システム」の構築が進められております。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の平成28年度からの施行により、「合理的配慮」の提供がその重要性を一層高めることになってまいります。通級指導教室及び幼児言語教室の指導者をはじめ、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・理解の深化をすすめ、通級指導並びに幼児言語教室での指導・支援の専門性を通常の学級や園の教職員等に伝えていくことが期待されます。私ども研究組織は、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に対して、さらなる役割を果たしていきたいと考えておりますので、別記事項について、格別のご高配を賜りますよう、要望いたします。

平成28年11月15日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）大石成伸

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会＝静言研とは…

1 組織の沿革

昭和 44 年、静岡市立一番町小学校と浜松市立高砂小学校に「ことばの教室」が開設された。以後、次々に「ことばの教室」が開設された。

昭和 45 年、静岡大学の新井清三郎教授を会長として「静岡県言語障害研究会」が発足された。「ことばの教室」6 教室の担当者を中心に 20 名の会委員でのスタートであった。この会は、教育に関することのみならず、医療・福祉の増進を図ることも目的として、調査、診断、治療、教育、福祉など幅広い分野で研究協議や情報交換が活発に行われた。

昭和 55 年には言語障害学級 20、難聴学級 8、関連言語教室（幼児）3、会員数 90 名となり、会の名称を「静岡県言語・聴覚障害児教育研究会」と改め、難言教育の向上のための実践的研究を着実に積み重ねていった。しかし、依然として、「実態は通級」だが「制度は固定学級制」という矛盾は解消されていなかった。このような状況に対して、文部省は平成 2 年に「通級学級に関する調査協力者会議」を設置し、平成 5 年「通級による指導」が法制化され、教育課程に明確に位置づけられるようになった。このことにより県内すべての言語障害学級は「通級による指導」に移行し、30 年来の矛盾を解消することとなったが、教員配置の根拠を定めなかったため、現在に至るまで通級指導担当者は加配教員という立場となり、教員配当に曖昧さを残すこととなった。

平成 10 年、静岡市において「全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会全国大会の静岡大会」が開催された。大会を開催するにあたって、校長会組織や行政との関連が薄いことが大きな障壁となっていたが、大会の開催を機に難言教室（学級）設置校長会を組織し、事務局校校長が実行委員長を務めるなどの組織改革を行った。その後もこの静言研会長に現職校長が就任するなど研究団体としての強固な基盤が確立されていった。

平成 19 年度より、会の名称を静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会と改め、発達障害通級教室を組織会員に加えた。特別支援教育の実施に伴い、教育現場からのニーズが拡大したり、求められる専門性に変化が生じたりしており、新たな課題への取り組みが急務となってきた。今まで以上に、校長会組織や行政との関連を強め、連携して言語・聴覚・発達障害教育にかかわる指導者の資質向上や教育環境整備に努めている。

2 組織の構成

運営組織としては、公立小学校設置校校長による会長（1 名）・副会長（4 名）を置き、会員の中から運営委員（平成 28 年度 26 名）専門部員（平成 28 年度 20 名）を互選している。

会員は、言語・聴覚・発達障害教室担当者、幼児言語教室担当者を中心に医療・福祉関係者、教育行政担当者、学識者、通常学級担任、特別支援学級担当者、特別支援教育コーディネーターなど約 250 名で構成されている。

3 研修と事業内容

- ① 定例研修会（年 3 回東中西の各地区で順次開催）
- ② 地区講習会（各地区において。新任者研修会を含む）
- ③ 小中学校通級指導教室設置校長・幼児指導機関所属長会（東中西の各地区において）
- ④ 要望書の提出（県教育委員会、各政令市）
- ⑤ 各専門部会（研究部、広報部、会計部、調査対策部）
- ⑥ 県身体障害者福祉会（県厚生部）補助事業
 - ・ 幼児教室運営費補助事業
 - ・ 地区講習会への助成
 - ・ 指導者研修会への助成
 - ・ 啓発事業（ホームページによる相談事業）への助成

要 望 事 項

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。
- 2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつその経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように人事面での配慮や研修の機会増大をお願いいたします。
- 3 通級指導教室担当者にとって、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費についても、引き続き予算として配慮をしていただくようお願いいたします。

II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害通級児童の割合は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

難聴児のニーズについて、発達段階に応じた的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を行えるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・ 在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・ 医療機関や保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有すること
- ・ 研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに十分応える状況ではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願います。また、既設の市町においても、新設・増設等、ニーズに応じた対応をお願いいたします。
- 2 県内では、中学校の発達障害通級指導教室は浜松市に3校、静岡市に3校、富士市に1校設置されています。また、吉田町と三島市では、市町で工夫して継続通級を行っていますが、他市町は通級での指導を受けることができるのは6年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室のさらなる新設を進めて下さいますようお願いいたします。

V 早期指導充実発展のための要望

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。
そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑み、このことについてご検討くださるようお願いいたします。
- 2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託等を配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

I 通級教育の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いいたします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、各教育委員会のご努力により、教室数は着実に増えてきました。

しかし、資料I-1-①からも分かるように、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています。特に西伊豆・東伊豆・南伊豆地区は、他地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず（資料I-1-②参照）言語・幼児・発達障害のどの教室も存在していません。

市町村合併により、同一市町内でも遠距離を往復2時間もかけて通級する児童もいます。遠距離の通級は、往復するだけで疲れてしまい指導に集中できないばかりか、保護者の負担が大きく、「送迎困難」を理由に未改善のまま通級を終了した例もあります。在住地域に通級指導教室がない場合も同様で、遠距離のため他市町に通えず、支援を受けることを諦めるという残念な実態もあります。また、他市町の児童も受け入れている学校の中には、対象となる学校（児童）が多いために通級回数を減らして対応している学校もありますが、在籍校訪問はもちろん、一人一人にかかわる時間の不足により、指導効果が上がらないということも聞いています。

こうしたことから、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いいたします。

資料I-1-① 通級指導教室未設置の市町

（平成28年度）

| 地区 | 言語教室 | 幼児教室 | 発達障害教室 |
|----|---|--|--|
| 東部 | 伊豆の国市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 | 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町 | 下田市 伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 小山町 |
| 中部 | 川根本町 吉田町 | 川根本町 | 川根本町 |
| 西部 | 浜松市西区 | | 浜松市北区 浜松市天竜区 湖西市 森町 |

資料 I - 1 - ②静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 地域相談事業 実施幼児数

() は相談件数

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|------|----------|----------|----------|-------------------|----------|
| 東伊豆町 | 14名 (17) | 14名 (22) | 10名 (28) | 7名 (23) | 7名 (18) |
| 河津町 | 9名 (11) | 10名 (22) | 11名 (16) | 1名 (4) | |
| 南伊豆町 | 1名 (1) | 3名 (3) | 1名 (1) | | |
| 松崎町 | 4名 (4) | 2名 (8) | 3名 (7) | 5名 (14) 指導者学習会 | 8名 (29) |
| 西伊豆町 | 5名 (6) | 12名 (21) | 11名 (19) | 5名 (20) | 6名 (20) |
| | 33名 (39) | 39名 (76) | 36名 (71) | 18名 (61) | 21名 (67) |

※啓発事業とは

言語障害児指導相談事業補助金（県健康福祉部より）を受けて静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会が平成 23 年度より 3 カ年計画で、通級教室がない伊豆の地域に相談事業を実施したものである。通級教室設置には至っていないため、継続して言語通級指導教室担当経験のある指導員 2 名が上記の町に出向き、幼稚園や保育園を会場にして言語等の相談を行っている。

この啓発事業の結果、河津町では平成 23 年度から、東伊豆町の幼稚園児、南伊豆町の幼児については平成 26 年度から町独自の言語相談が始まった。そのため、平成 26、27 年度は、東伊豆、松崎、西伊豆の 3 町で 6 園を訪問し、5 回（合計 14 日間）の相談会を行った。平成 27 年度の東伊豆の相談会では、町議会議員が参観してくださったり、職員が指導を見学したり、気になる園児の保護者に相談をすすめたりするなど、幼児期の保護者を含めた支援の大切さ、必要性を受けとめ、通級指導についての理解が深まっている。ことばや発達について心配がある園児や保護者へのかかわり方について、指導員を囲んで職員の学習会を行った園もあった。

平成 29 年度まで実施する計画であるが、本事業が言語教室設置に向けた動きにつながることを願っている。

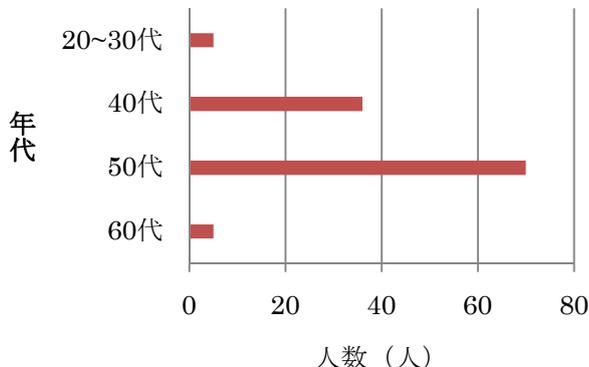
2 本県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を活かしつつその経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように人事面での配慮や研修の機会増大をお願いいたします。

県教育委員会のご指導の下、通級指導教室担当者は、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりましたが、資料 I - 2 - ①が示すように担当者の年齢は 64%が 50 歳代以上で、20 歳代は 1%、30 歳代は 3%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。これは、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われます。今後、これらの教職経験を次の世代へ引き継いでいくことは、非常に重要なこととなってくると考えます。

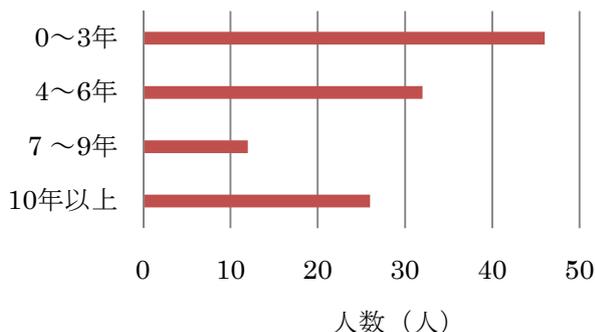
また資料 I - 2 - ②が示すように、担当者の半数近くが経験年数 3 年以下となっており、本会主催の通級指導教室設置校長会でも多くの校長が課題としてあげております。これは、1 市町 1 教室しか設置されていない市町が多く、他市町との人事交流を図りにくいことが要因と考えられます。

経験が豊かで指導者的立場にある担当者が退職の時期を迎えつつある現在、このような不均衡な担当者の構成は専門性を継承したり深めたりすることを難しくし、通級指導教室の質を低下させる原因にもなりかねません。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、将来的な視点に立って均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いします。

資料 I - 2 - ① 通級教室担当者年代別分布



資料 I - 2 - ② 担当者通級教室経験年数



また、政令指定都市である静岡市や浜松市では、市教委主催の研修に3回から4回以上参加できている担当者もいますが、内容となると、入退級審査など、子供の指導に直結していくものとは異なるものも多いです。また、県教委主催の研修は、回数が少ないのが実情です。担当者全員が行政主催の指導に生かせる更なる研修を望んでいます。町・市教委主催の研修がない地域もあります。研修の機会を地域間の格差なく、平等に設け、担当者が幅広く育成されていくようにご配慮をお願いいたします。あわせて、静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会の研修会への公的な参加ができるよう、お願いいたします。

平成27年5月1日現在、全国で通級による指導を受けている児童生徒は90,270人です。

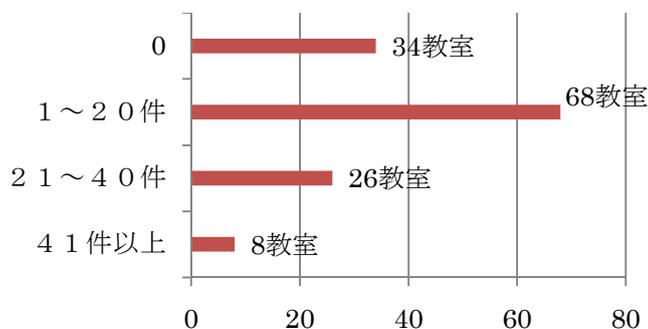
通級児童生徒・教員数の最も多い東京都は12,681人の児童生徒を教員1,764人で対応し、1人当たりおよそ7.2人を担当しているのに対し、静岡県では2,412人を137人で担当しているので、1人当たりの担当児童生徒数はおおよそ17.7人で、東京都に対しおおよそ2.5倍の人数を担当していることがわかります。そのような実態のもと、指導効果が上がりにくくはなりますが、週1回の通級を隔週にするなどして、できるだけ多くの児童を指導するようにしている教室もあります。しかし、それでも、担当者1人では指導しきれず、待機児童が出ているような状況です。また、担当する児童生徒数が多いことで、複雑な書類の整理や在籍校との連絡調整に時間がかかります。

3 通級指導教室担当者は、通常の指導に加えて、在籍校や関係機関の訪問・参観等も欠かせない業務です。在籍校訪問にかかる旅費等についても、引き続き予算として配慮をしていただくようお願いいたします。

通級指導教室は、通級児が在籍校で自分らしさを発揮しながら、生き生きと活動することを大きな目的としています。通級指導教室の指導で教育効果を高めるためには、在籍校との連携は欠くことのできない重要な活動の一つです。そのため、一人の児童生徒に対し、最低でも年一回の在籍校訪問（資料I-3）を行うことが理想と考えられます。また、年度の途中での入級にかかわる教育相談の数も非常に多く、在籍校に出向き、学校での様子を把握することも重要です。また、退級していく児童についても在籍校での支援がスムーズに移行できるよう、在籍校での教育相談やケース会議に参加させていただくこともあります。このように、すべての通級児童の在籍校訪問に要する時間を累計すれば相当の時間と旅費を費やしています。

在籍校訪問を必要に応じて今後も行うことができるよう、在籍校訪問にかかる旅費等について、引き続き予算として配慮をしていただきたいと思います。

資料 I -3 一教室当たりの在籍校訪問の件数

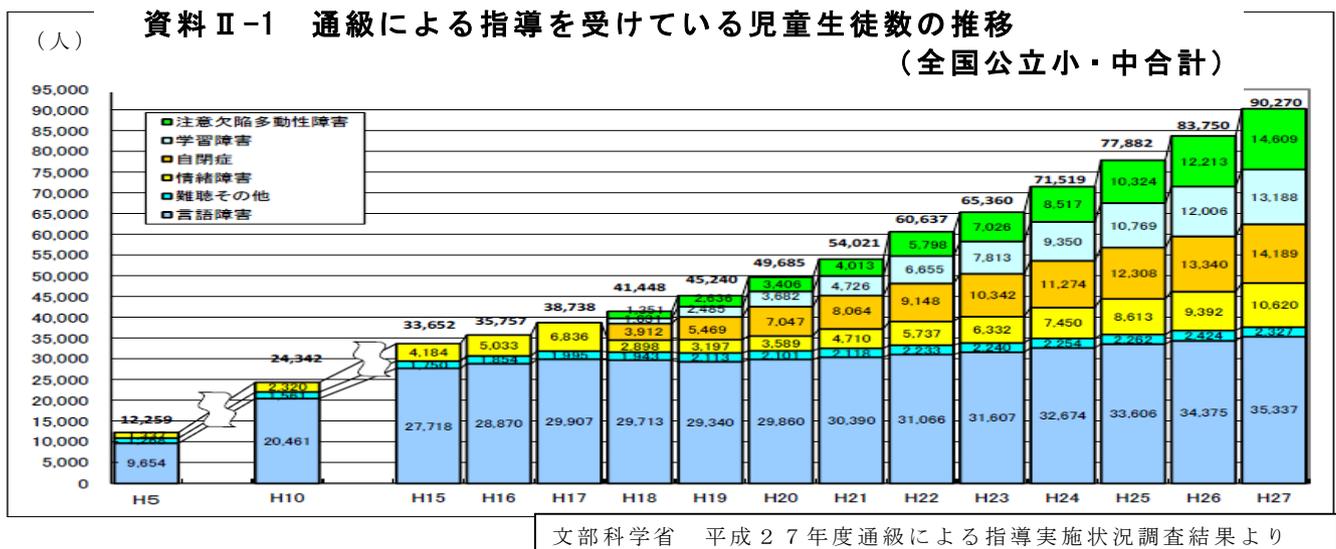


Ⅱ 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

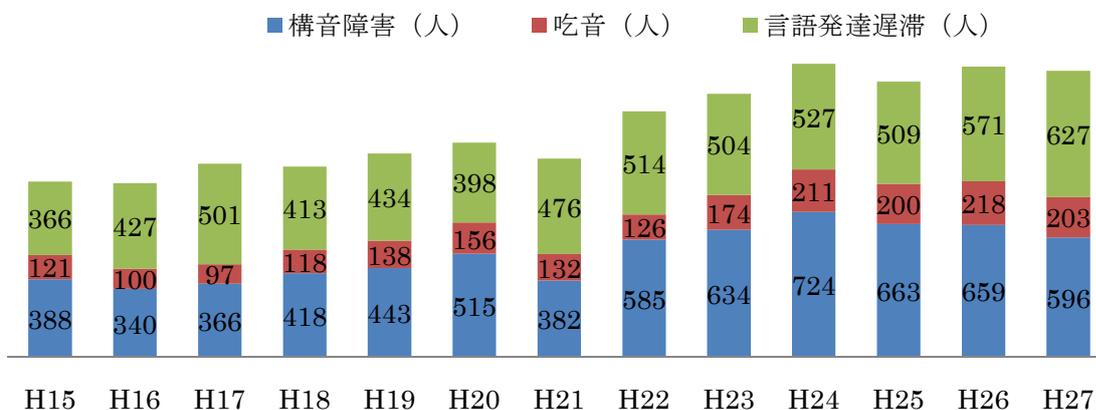
言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いいたします。

資料Ⅱ-1 に示すグラフは、平成5年度から平成27年度までの通級による指導を受けている全国の児童の推移を示しています。これによると、通級指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあります。平成27年度5月1日現在の「平成27年度通級による指導実施状況調査結果について」によると、言語障害35,337人に達しています。これは、前年度比962人増となります。

また、平成27年3月に静言研が実施した基本調査によりますと、平成27年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は1,441人（構音障害596人、吃音203人、言語発達遅滞627人、その他15人）で、本県も全国の推移と同じように平成15年から増加傾向にあることがわかります（資料Ⅱ-2）。



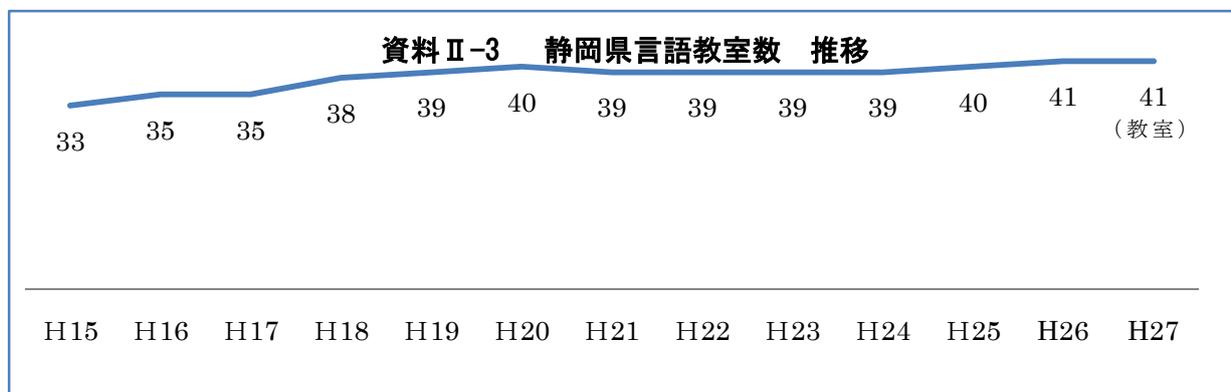
資料Ⅱ-2 静岡県の言語障害通級児童数



資料Ⅱ-2より、言語通級教室には毎年1400人程通っていることが分かります。また、資料Ⅱ-3のとおり県内の言語障害通級指導教室数は、平成20年度より40教室前後で推移しています。

通いたくても、教室数や担当者の不足により、必要があっても指導を受けられない待機児童の問題がまだ解決できません。担当者が、待機児童を作らないために、正式通級をする児童数をふやすべく、工夫をしても限りがあります。資料Ⅱ-4を見ましても県下で50名の子どもたちが指導を待っています。

指導時間を隔週にするとか、とりあえず言語相談を行うとか、指導者も努力しておりますが、待機児童は、多数おります。また、構音指導が必要なお子さんについては月1回の指導では、指導効果があまりあがらないという状況もあります。この現状は、児童生徒や保護者のニーズに十分応えているとはいえない状況です。



資料Ⅱ-4 通級教室における待機児童数

| | (人) | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|
| | 県東部 | 県西部 | 静岡市 | 浜松市 | 合計 |
| 平成27年度 | 23 | 23 | 1 | 3 | 50 |

担当者一人が指導する児童数の増加により、担当者が過度の負担となるケースもあります。静岡県東部の小学校では、平成27年度に担当1人で43人もの児童を指導するという、現状もありました。この小学校では、指導を隔週にしたり、グループ指導をしたりするなど工夫しておりましたが、なかなか大変だったようです。

担当者にとって過度の負担とならないように十分配慮をしつつ、通級による指導の効果が上がるよう、教員の増員をお願いしたいです。

言語障害における早期教育の成果は、これまでも報告されていますが、資料Ⅱ-5・6からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということがわかります。また、資料Ⅱ-7・8は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによって適応状態がより早く改善することがわかります。

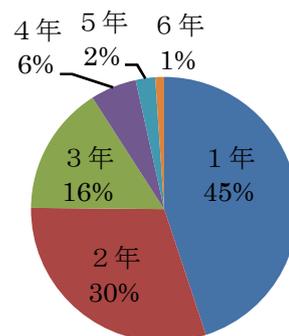
また、小学校言語通級教室担当者は「保護者が通級に協力的である」「保護者が子どものことをよく理解している」「通級で取り組むべき課題がはっきりしている」「指導時に必要な基礎・基本が備わっている」「児童が意欲的に授業に参加する」と幼児言語教室の指導効果を挙げています。

以上を踏まえ、言語障害を持つ児童・生徒の適応状態を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とするすべての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、適切な言語障害通級指導教室の設置や担当者の配置をよろしくお願いいたします。

資料Ⅱ-5 適応状態が改善して退級した児童数

| | 県東部 | 県西部 | 静岡市 | 浜松市 | 全県 | 比率 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1年(人) | 40 | 90 | 33 | 45 | 208 | 45% |
| 2年(人) | 41 | 50 | 23 | 26 | 140 | 30% |
| 3年(人) | 24 | 29 | 8 | 12 | 73 | 16% |
| 4年(人) | 15 | 4 | 3 | 4 | 26 | 6% |
| 5年(人) | 4 | 2 | 3 | 2 | 11 | 2% |
| 6年(人) | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1% |
| 合計 | 126 | 176 | 71 | 90 | 463 | 100% |

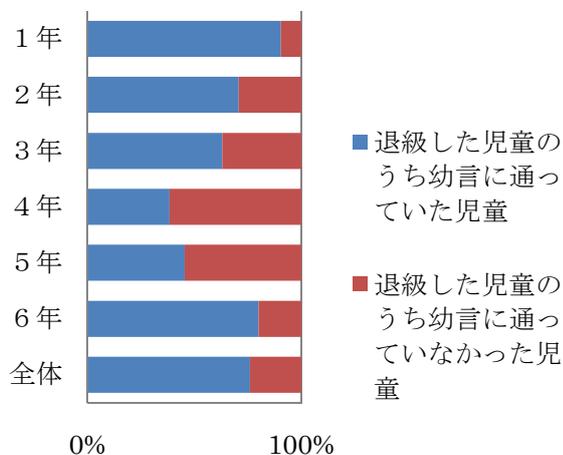
資料Ⅱ-6 適応状態が改善して退級した児童数の学年別割合



資料Ⅱ-7 適応状態が改善して退級した児童のうち幼児言語教室に通っていた児童数

| | 県東部 | 県西部 | 静岡市 | 浜松市 | 全県 | 退級児童中の比率 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|----------|
| 1年(人) | 29 | 85 | 29 | 45 | 188 | 90% |
| 2年(人) | 21 | 39 | 13 | 26 | 99 | 70% |
| 3年(人) | 10 | 21 | 3 | 12 | 54 | 63% |
| 4年(人) | 4 | 2 | 0 | 4 | 46 | 38% |
| 5年(人) | 1 | 1 | 1 | 2 | 5 | 45% |
| 6年(人) | 2 | 1 | 0 | 1 | 4 | 80% |
| 計 | 67 | 149 | 46 | 90 | 352 | 76% |

資料Ⅱ-8 適応状態が改善して退級した児童の幼言に通っていた児童と通っていなかった児童の学年別割合



Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実発展のための要望

難聴児のニーズについて、発達段階に応じた的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いいたします。

- ・ 在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・ 医療機関や保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有すること
- ・ 研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること

わが県で実施されている「軽・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」と「FM 補聴システム、デジタル無線補聴システム機の無料貸し出し事業」は、身体障害者手帳を持たない難聴児とその保護者にとっては、どちらも大変心強い事業であり、無料貸し出し期間後、延長や購入を考える方が多いと聞いています。この事業があることで、貸与児童と園（学校）・地域の聴覚特別支援学級（校）や通級指導教室をつないでいただき、園(学校)で適切な支援を受けることができるようになった例もありました。これらの事業に関してのご尽力に心より感謝申し上げますとともに、今後も、継続、拡大していただけますようお願いいたします。

さて、新生児聴覚スクリーニング検査が実施されるようになり、早い時期から中度以上の難聴が発見できるようになったため、高度・重度難聴があっても人工内耳や補聴器を装着して早期の補聴開始、コミュニケーション指導が受けられるようになってきました。それに伴い、通常学級にインテグレーションする児童生徒が増えていますが、在籍校では、聴覚障害についての理解が進んでいないため、軽・中等度難聴児と同じように困難さをかかえているという実態は変わりません。

軽・中等度難聴児のかかえる困難さとは、その困難さをなかなか分かってもらえないことです。FM 補聴器貸与児童の感想（資料Ⅲ-1）にもあるように、難聴児自身も自分がどれだけ聞き落としているのかが分からないので、本人に確かめると「聞こえる。大丈夫。」でありながら、実際には情報が欠け落ちたままの状態が積み重なっていきます。その上、静かなところや1対1の会話では、聞き取ることができるので、「（いつでも）聞こえている」「補聴器をつけているから聞こえる」と「誤解」されたりします。中学生になると、学習内容や難語句が増えるだけでなく、教科担任制、部活動という人間関係の複雑さも加わり、自分が得た情報に不安があっても口でできず、自己肯定感が持てないまま、思春期を迎え、学習意欲の低下や不登校など、二次的な障害につながることも懸念されます。

そこで、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすることをお願いいたします。在住地域に聴覚障害特別支援学級や通級指導教室があれば、早い時期から発達段階に応じた障害理解教育を進めることができ、同じ障害をもつ仲間と出会い、遠慮せずに気持ちを伝え合う経験をしたり、きこえについて正しく認識したりすることもできます。そして、担任と共に集団の中でのよりよい支援を考えることが可能になります。現在、聴覚特別支援学校が実施しているサテライト方式での通級指導は、専門性の高い教員の指導を近くの学校で受けることができる良さがあるのですが、それでもまだ片道 10km 以上の道のりを通級している方もいます。指導に

当たることのできる教員やサテライト校の数は、児童・生徒のニーズに十分応えているとはいえません。指導を必要としている児童・生徒が十分に専門的な指導が受けられるよう、教員の増員、聴覚障害特別支援学級や通級指導教室の拡充をお願いいたします。

資料 Ⅲ-1

「FM 補聴器貸与児童の保護者へのアンケート（県立総合病院乳幼児聴覚支援センターの資料）」より

| | |
|---------------------|--|
| 学 習 効 果 に つ い て | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガヤガヤしている所や授業中周りの友達が話していても、先生の声が聞き取りやすくなった。 ・ 中学では多数の先生の授業を受けるようになるのでさらに有効的に使用できると思う。 ・ 運動場や体育館などでは、FM 補聴器を使用することで今まで聞き取れなかった部分を聞き取ることができ、行動しやすくなった。 ・ 先生の言っていることが分かるので、今は自信を持って発表や授業の中でも、生き生きと活動している。周りの子から明るくなったと言われた。 |
| 難 聴 へ の 理 解 に つ い て | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補聴器を着けていれば大丈夫と思っていたが、聞こえていなかった事がたくさんあったということが分かった。 ・ 発表する友達がFM 補聴器を使ってくれたのでよく聞き取れた。 ・ 集会時も校長先生や、他の先生方が使ってくれて、とても助かっている。 |
| 購 入 に つ い て | <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもにとって必要かどうか、買うことに悩んでいたが、6か月間の無料貸し出しのおかげでFM 補聴器の必要性を感じる事ができた。 |

次に、医療機関や保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有すること・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定することをお願いいたします。インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が行われる中、合理的配慮の基礎となる環境整備の充実は必然です。難聴児にとっての合理的配慮の基礎となる環境整備とは、難聴児のニーズをキャッチし困難さに気付くことができる人が学校内にいることです。特別支援教育コーディネーターや就学支援担当・養護教諭等の研修会でも難聴児の困難さについて触れていただければ、理解してくれる人が学校に増え、難聴児のニーズに気付くチャンスが広がり合理的配慮の基礎となる環境整備の向上につながります。軽・中等度難聴で、医療面で治療の必要がなく、ある程度の生活言語の獲得はできるという意味で「心配ない。」と言われた子ども、学校生活では困ることがあり、困った時に相談できる場（人）は必要です。実際に補聴器を持っていても周囲の目が気になって学校では装用せず、6年生まで教育相談を受けていなかった児童がいました。この児童は、聞き取れないことを自分の努力不足ととらえ、友達には分かるのに自分だけ分からない、間違っただけで恥ずかしい思いをしないよう友達とトラブルにならないよう、常に周囲に気を配っているので、「家に帰ると疲れ果ててしまう。」と話していました。

今のままでは、通常学級で周りの人に困難さを理解してもらえずにいるこのような児童・生徒がいても真のニーズを理解してもらうことはできません。医療機関、市町の保健センター、幼・保育園、小・中・高等学校、聴覚障害特別支援学級・通級指導教室がそれぞれ継続してなめらかに連携し、難聴児の情報を共有して支援できるようにするためにも、研修会等で聴覚障害につい

での理解を広げる場を設定してください。

小学生の保護者は、中学校での生活や学習、高校受験（特に英語）に様々な不安をもっていることが分かります。（資料Ⅲ-2）。英語のヒアリングの受け方などについては、公立学校では対応してもらえるケースが増えていると聞いています。しかし、実際には、各中学校で個のニーズに応じた支援がなされていないため、自分に合った受験方法が分からず支援を受けられない場合もあり、まだ、学校によって受け入れに差があると聞きます。県内のすべての高校で難聴生徒も「聞くことができる」という平等な条件のもとで受験できるよう、これからも働き掛けをお願いいたします。

平成 27 年度は、静岡市内に英語の時間に限って非常勤講師を導入している中学校がありました。しかし、その講師は英語の教員免許を有するものの、聴覚障害についての専門的な知識を得る時間も場も無く、授業以外で難聴生徒とかかわる時間をもったり担任と支援方法を模索したりすることはしていませんでした。難聴児や保護者のニーズに応えるには、非常勤講師であっても専門的な研修に参加できることが保障され、個に応じた支援のあり方を本人とともに考えていかなければならないと思います。

このように、難聴児のニーズについて、発達段階に応じて的確に把握し、将来の社会参加に向けて必要な支援を受けることができるよう、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通ったり、難聴児とかかわる医療機関や市町の保健センター、幼・保育園、学校が連携して情報を共有したりし、研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定していただけるよう、更なるご配慮、ご検討をお願いいたします。

資料 Ⅲ-2

難聴通級指導教室（富士宮東小みみの教室）に通級する高学年児童の保護者アンケートより

| | |
|-----------------------|---|
| 中学校生活について、心配なことはありますか | <ul style="list-style-type: none">・ 本人は「聞こえているから大丈夫」と言うが、これからどの程度理解できるか。・ 小さい声は聞き取れないので、先生や友達の話が理解できるか。・ 勉強についていけるか。（特に英語）・ 英語の聞き取りができるか。・ 聞こえていないことが原因でいじめられないか。・ 聞こえについての先生や友達の理解が得られるか。・ 災害時にきちんとした情報が得られるか。 |
| 学校に望むこと | <ul style="list-style-type: none">・ 先生方の難聴への理解。・ 聞き取れずに困ったときに助けてほしい。・ 試験のときに、配慮してほしい。・ いろいろな情報がきちんと得られるように配慮していただけるとありがたい。 |
| 聴覚障害通級指導教室に望むこと | <ul style="list-style-type: none">・ 困ったときに相談にのってほしい。・ 授業や部活を休まずに通級できるなら、通級したい。・ 受験についての情報を教えてほしい。また、親としてできることがあれば知りたい。 |

IV 発達障害通級指導教室充実発展のための要望

1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだまだニーズに十分応える状況ではありません。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願います。また、既設の市町においても、新設・増設等、ニーズに応じた対応をお願いいたします。

発達障害通級指導教室の設置が進んでいますが、現在、県内で3市、9町、政令指定都市である浜松市の7区中2区に教室が未設置となっています（資料Ⅳ-1-①）。

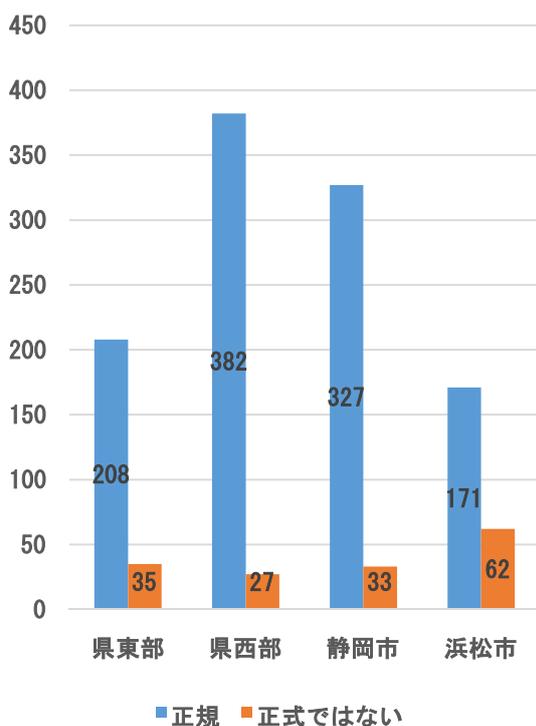
H27年度末における状況調査では、正規の入級児童生徒で1,088名、正式ではないが相談などで教室に通っている者は157名、合計1,245名の児童・生徒が指導を受けている実態が把握されました（資料Ⅳ-1-①）。正式ではないが指導を受けている児童・生徒は、2年連続で150名以上となっています。こうした状況は、正規の通級児童・生徒への指導時間の確保を難しくしています。ペアやグループでの活動を取り入れるなど工夫をしていますが、一人一人に対してじっくりと指導することはできません。指導時間が確保できないと、効果が上がらず、退級までに時間が掛かってしまうのが現状です。

また、指導時間を確保することができず、待機または待機に近い状況にある児童・生徒が97名、相談件数は895件あるということも分かりました（資料Ⅳ-1-②③）。

このことから、発達障害通級指導教室の設置がまだまだニーズに十分応えられていないことが分かります。未設置の市町においては、一刻も早く新設されることを願うとともに、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設をお願いいたします。

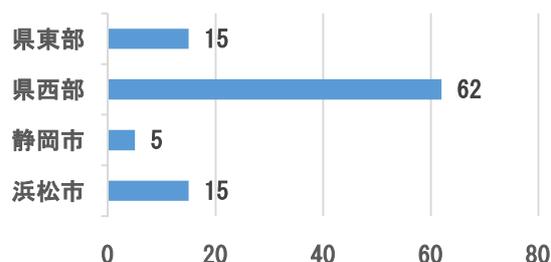
資料Ⅳ-1-①

発達障害通級指導教室の児童・生徒数(人)

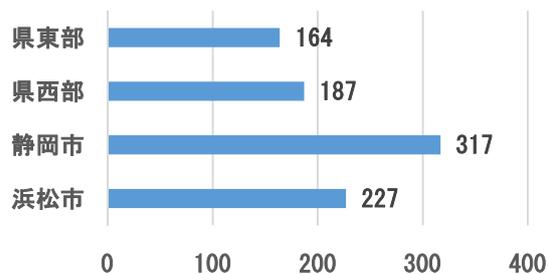


資料Ⅳ-1-②

待機または待機に近い状況の児童・生徒数(人)



資料Ⅳ-1-③ 相談件数(件)



2 県内では、中学校の発達障害通級指導教室は浜松市に 3 校、静岡市に 3 校、富士市に 1 校設置されています。また、吉田町と三島市では、市町で工夫して継続通級を行っていますが、他市町は通級での指導を受けることができるのは 6 年生までとなっています。ぜひ、中学校での発達障害通級指導教室のさらなる新設を進めて下さいますようお願いいたします。

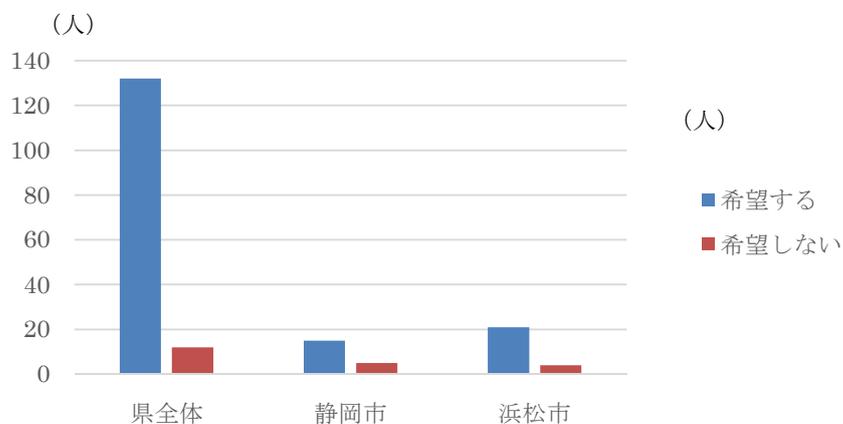
資料Ⅳ-2-①は、平成 28 年 3 月現在、通級指導を受けている 5・6 年生の保護者 197 名を対象としたアンケート結果です。

中学での通級指導を希望する保護者の声が 168 名と、全体の 85%を占めていますが、平成 27 年度現在静岡県において中学校に発達教室が設置されている市は、政令都市の静岡市と浜松市の 6 校、富士市の 1 校のみとなっています。その人数は、1, 2, 3 年生合わせて 41 名でした。平成 28 年度になり、吉田町と三島市は、継続通級の重要性を把握し、市町独自で中学生のための通級指導を開始しましたが、それ以外の市町では対応がなされていないため、小学校で通級指導を受けていても、その後指導が途切れてしまい、行き先が無いのが現状です。

この調査結果から、せっかく小学校で通級指導を受け、中学進学後も継続指導を希望する児童の割合が、全体の 8 割を超えるという実態にも関わらず、そのうちの半分以上が中学校に通級指導教室がないために指導を中止せざるを得ない状況になっていることは明らかです。

小学校で通級指導を受けてきた生徒保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別な指導・教育が中断されてしまうことが、今や大きな不安となっています。このことが、将来の社会参加と自立を妨げることになる可能性も否定できません。

資料Ⅳ-2-① 中学校での通級指導を希望する保護者



資料Ⅳ-2-②は、保護者が望む中学校における通級指導の内容です。注目すべきは、SST（ソーシャルスキルトレーニング）や認知学習の補充の次に、メンタルケアの割合が高いという点です。

中学校期、思春期を迎えることで、小学校期とは異なる新たな問題が起こり、生徒が学校や家庭生活に困難さを感じるであろうことは十分予想されます。実際、小学校では問題なく過ごしていた生徒が、中学校に入って数学や英語でつまづくといった学習面での困難さや、違う小学校から入学した友達との人間関係や先輩後輩の上下関係といったコミュニケーション面での困難さ、小学校より厳しくなった校則などの生活面での困難さを感じて、「中 1 ギャップ」の壁に当たり、通級指導を希望するケースも少なくありません。不安全感の積み重ねは不適応の悪化に及び、二次障害にもつながるでしょう。

文科省の平成 28 年「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」では、「不登校児童生徒に対する効

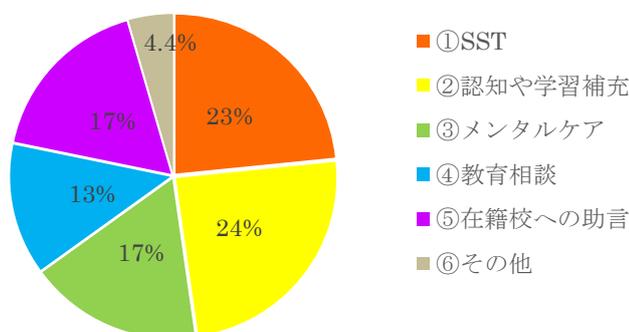
果的な支援の充実」とあります。現在、小・中学校の実態として、発達障害を抱える不登校傾向にある児童生徒の増加の報告とサポートの要請の声が、喫緊の課題として上がってきています。この課題への対策の一つとして「早期支援の重要性」が挙げられています。具体的な成功例を挙げますと、ある中学校通級に通う現在3年生の生徒は、中1時に対人コミュニケーションの不全などから不登校になりましたが、中2の年度当初に通級教室に入級し、別室登校も含め少しずつ登校日数も増えていき、在籍校との連携、協力もあり、現在では教室復帰を果たしているそうです。このように、不登校減少への対策としても中学校通級の役割が必要であると強く感じています。

また、平成27年度末、中学校通級に通う保護者82名を対象としたアンケートによると、通級する際の条件として、32%が「授業を全く休まないこと」を挙げています。さらに54%が教室までの所要時間が、片道30分以内を希望しています。この結果より、保護者は「放課後、なるべく短時間で通える所」に通級できることを希望していることが推察されます。また、「保護者の付き添いがなくても通えるようにしてほしい」との声もあり、それが可能になれば、「放課後、それほど遠くない距離で、安全に通級できる所」が望まれていることとなります。そうすると現状の教室数では全く足りません。

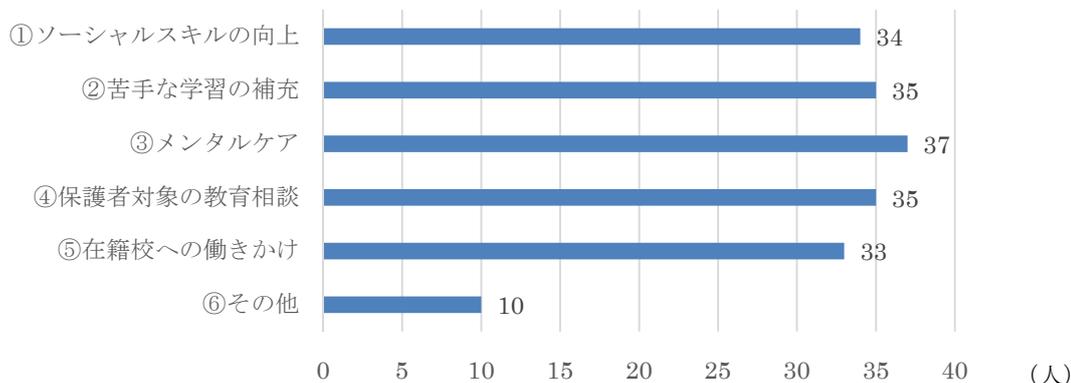
さらに資料Ⅳ-2-③にあるように、保護者が感じている「中学校通級に通っていてよかったこと」として、41%にあたる34人が「ソーシャルスキルの向上」を、また苦手な認知領域の学習補充(35人・43%)、在籍校への働きかけ(33人・40%)などを挙げています。具体的なわが子の変容を目にし、ほとんどの保護者が「通級に通わせてよかった」との思いをもっていることを再確認できました。

以上のような結果から、発達障害をもつ生徒が、適切な支援や環境調整を受けることにより、二次的な障害を防ぎ、よりよい学校生活を送ることができるようにするためにも、また保護者が安心して通級できる環境を整えるためにも、中学校における発達障害通級指導教室のより一層の開設を進めて下さいますようお願いいたします。

資料Ⅳ-2-② 中学校の通級指導で望むこと



資料Ⅳ-2-③ 中学校通級に通っていてよかったこと



V 早期指導充実発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

そこで、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県による設置基準や指導者雇用の基準を設ける必要があると思われます。早期支援の重要性を鑑み、このことについてご検討くださるようお願いいたします。

「幼児ことばの教室」は平成28年度現在50教室あります。その教室を担当する行政や設置場所は各市町の実態や設置の経緯などによりさまざまですが、その8割近くは教育行政が担当しています（資料V-1-①）。学齢のことばの教室が設置されている小学校内にある「幼児ことばの教室」（資料V-1-②）においては、小学校への就学や通級教室へのスムーズな移行、また指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ、成果をあげています。9割以上の子どもが通常学級へ就学する（資料V-1-③）ことから今後できるだけ学齢ことばの教室の設置されている小学校に「幼児ことばの教室」を設置していただきますようお願いいたします。

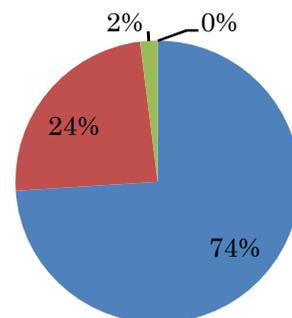
中教審より出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告において、「子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や支援の充実が必要である」とあります。本県の「幼児ことばの教室」は乳幼児期に、幅広い様々な心配を持つ保護者が気軽に相談できる重要な支援機関です（資料V-1-④⑤）。早期から継続して指導を受けることにより、問題の改善・軽減だけでなく、二次障害の防止等の成果をあげていると思われるため（資料II-⑦⑧）、今後益々相談希望者の増加が見込まれます。また「幼児ことばの教室」設置基準のひとつとして、指導を受けられる回数の地域間格差を減らすためにも、指導員の増員をお願いしたいと思います。（資料V-1-⑥）

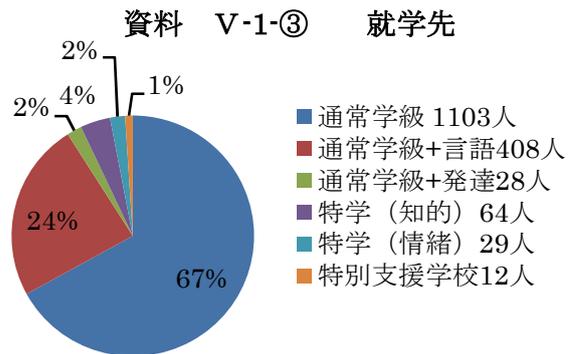
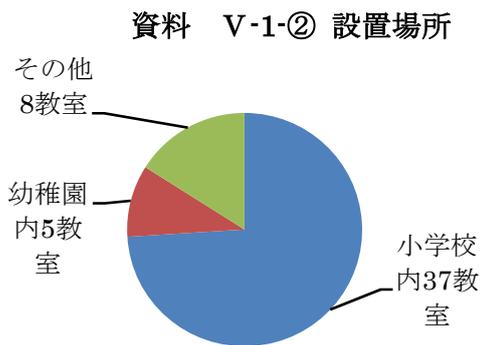
言語障害児指導相談事業には補助金（県健康福祉部より）を受けています。未設置地域が多い伊豆の地域では当研究会（静岡県言語・聴覚・発達障害研究会）がH23年度から3年間、幼稚園や保育園を会場にして言語等の相談を行いました。この啓発事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まったケースもあります。またこの補助金により県内各教室は通級幼児の人数に応じて教材購入費用の助成を受けております。早期からの支援について、今後も県からの助成をお願いします。

資料V-1-① 担当行政（教室数）

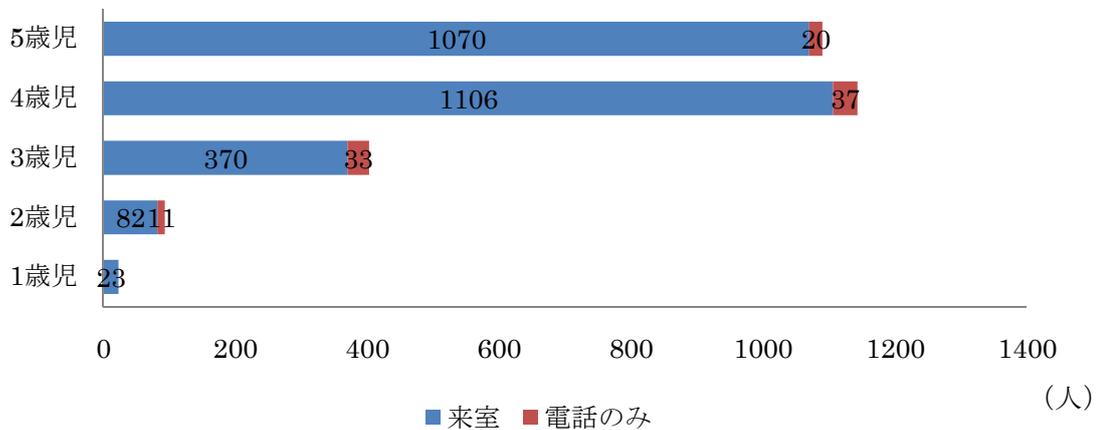
| | 東部 | 中部 | 西部 | 合計 |
|------|----|----|----|----|
| 教育行政 | 9 | 15 | 13 | 37 |
| 福祉行政 | 6 | 6 | 0 | 12 |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 15 | 22 | 13 | 50 |

■ 教育行政 ■ 福祉行政 ■ その他 ■

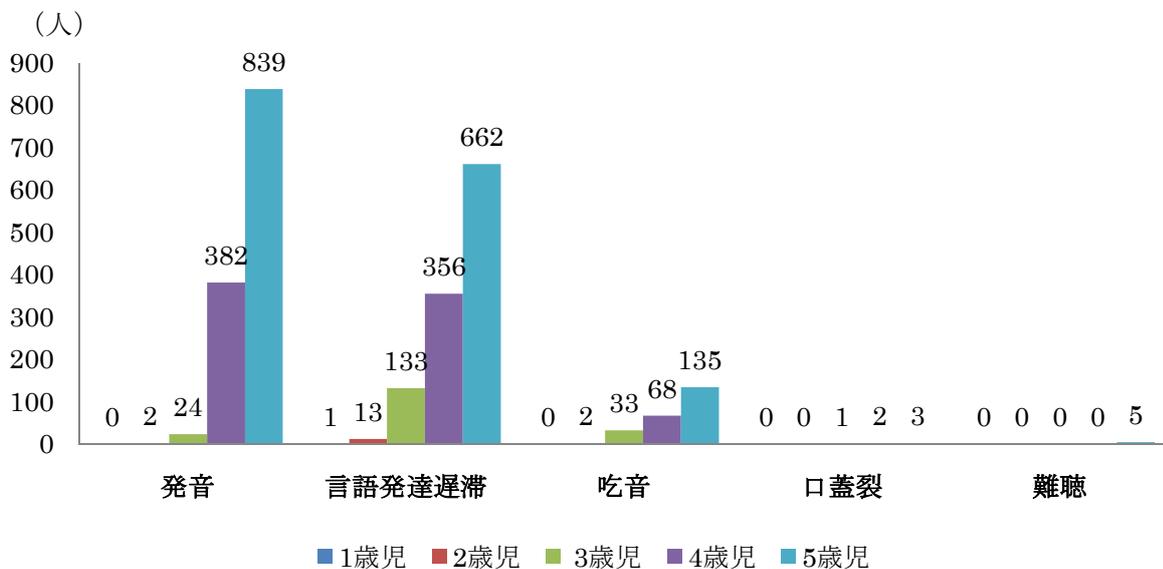




資料 V-1-④ 相談件数

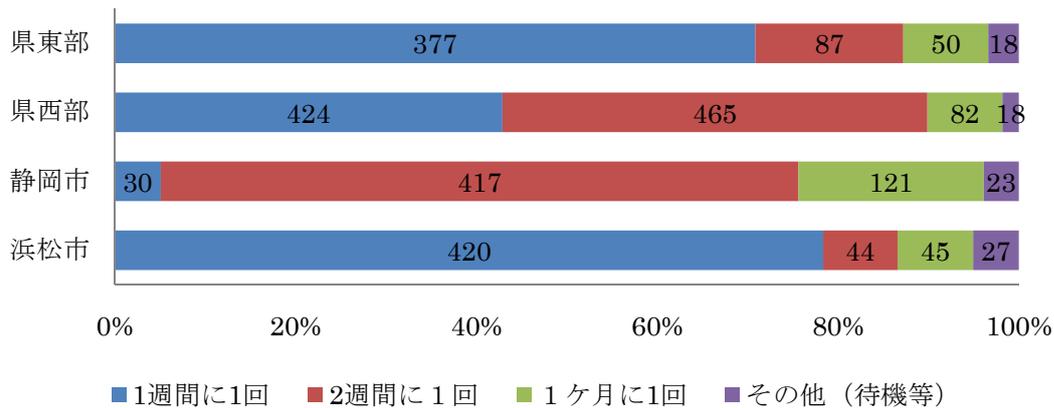


資料 V-1-⑤ 通級児の年齢・障害別人数



資料 V-1-⑥ 指導頻度別人数

(人)



2 幼児指導者の高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いいたします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からしても大変望ましいことです。平成27年度、県内の幼児ことばの教室での年間指導延べ人数は2,700人弱でした（資料V-1-⑤）。これは、指導員一人当たりになると、25人になります。勤務形態は市町によって異なり、指導可能な時間は限定されています。的確なアセスメントをし、個々の特性に応じた教材準備・評価等、多くの時間がかかり、やむを得ず隔週の指導を行ったり待機させたりしている市町があります（資料V-1-⑥）。また指導員は、園との連携や啓発、他機関との連携や支援など、指導以外にも指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています（資料V-2-⑦）。その職責を担うためには、研修の充実は不可欠です。現在は本研究会や市町が主催で初任者研修を始め定例研究会を行い研修の場を設けていますが、県として幼児担当者の研修会を、ぜひ行っていただきたいと願います（資料V-2-⑧）。

指導員は高い専門性や資格を持ちながら（資料V-2-⑨）身分は臨時や非常勤が多く、正規の職員は9%にとどまっています（資料V-2-⑩）。非正規の勤務年数を制限している市があり（資料V-2-⑪）経験年数が5年以下の担当者が約8割です（資料V-2-⑫）。現行のままでは、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、毎年のように初任者が専門性を身につけるための研修も必要となります。今後ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、正規職員の配置と、現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いいたします。

資料 V-2-⑦ 指導に関連した業務

園との連携・啓発の取り組み

- 在籍園訪問や電話・連絡ノート、教室便り、指導報告・実態報告書による情報交換
- ケース会議への参加
- 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 市町内園長研修会や療育支援講座における説明・啓発

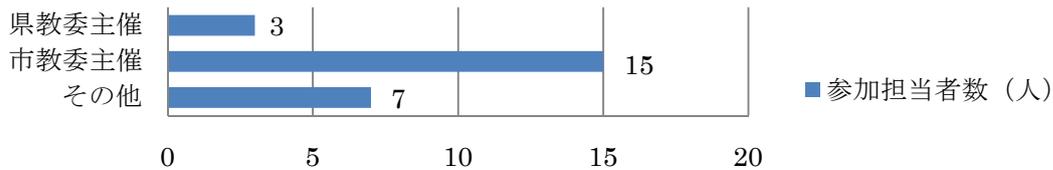
他機関との連携・支援

- 医療機関への紹介
- 母子保健担当者・保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
- 小学校の通級教室との連携や入学時の情報提供
- S T（言語聴覚士）主催の講演会や懇談会への参加

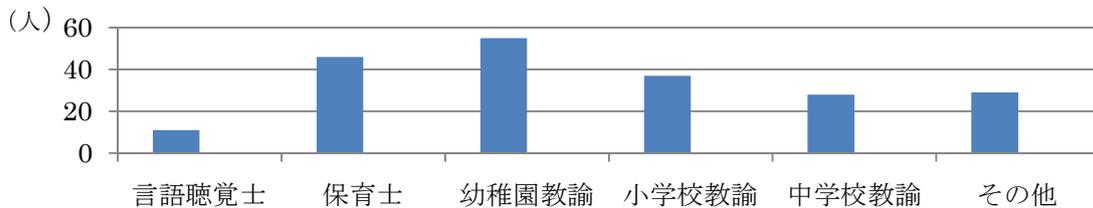
相談

- 年度始めや夏季休業中の出張相談やスクリーニング（全園または希望園、保護者の希望に応じる）
- 電話相談

資料V-2-⑧ 3年未満の担当者（52名）が参加した研修（静言研主催のものは除く）



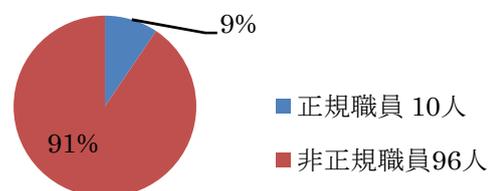
資料V-2-⑨ 担当者の保有する資格（全担当者106人中）



資料V-2-⑩ 非正規職員の雇用年限



資料V-2-⑪ 担当者の身分



資料V-2-⑫ 担当者の現教室での経験年数

